川越市文化創造インキュベーション施設創業支援施設入居者募集　質問回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	応募要件	学生でも応募できますか？	学生であっても、使用料を負担でき、自立して事業を行うことができる方であれば、在学中の方でも募集の対象となります。
2	応募要件	募集の対象として、具体的にイメージしている職種はありますか？	一例として以下の職種を想定しています。 建築・まちづくり、デザイン、ファッション、映像、クラフト作家、WEBデザイナー等 現在は、ゲームクリエイター、金継ぎ作家、設計事務所、カメラマン等が入居しています。
3	応募要件	複数事業者を一組として応募することは可能でしょうか？ 可能であった場合、事業計画書の提出は一事業者でよいのか、全事業者の場合、事業者ごとに書類を分ける必要があるのか？	本施設の目的にあった事業を継続して行うために複数事業者で応募することは可能ですが、責任の所在を明確にする必要から、応募者は代表となる一事業者としてください。 また、活動内容や支援の必要性、主に利用する者を具体的に記入してください。 なお、提出書類は、応募者のみのもので構いませんが、内容により追加で書類の提出を依頼する場合があります。 また、各事業者の役割や現在の事業内容についても面接の際に確認すること、本施設の目的にあった事業以外では本施設を使用できないことをご承知おきください。

4	応募要件	入居者の想定している年齢層はありますか？	年齢の制限はありませんが、将来的に市内あるいは川越と関係を持ちながら事業活動を続けていただける方を求めています。
5	応募要件	各創造的活動室は最大でどれくらいの電気容量がありますか？	創造的活動室1,2の電気容量は最大30Aです。 創造的活動室3の電気容量は左右の間取りごとに最大30Aです。
6	応募要件	副業で応募することは可能ですか？	本施設の支援や環境の提供を必要としている人で、様々な方との交流や、施設が行う支援プログラムに参加できるのであれば、副業での応募も対象となります。 なお、応募要件として、「週に２日以上利用予定があること」や「「１　施設の目的」や「２　求める入居者像」を十分に理解し、積極的に関わる意思のあるもの」等を挙げておりますので、ご理解の上ご応募ください。
7	応募要件	川越市外に住んでいますが、応募することは可能ですか？	川越市外にお住まいの方も募集の対象となります。
8	設備	作業室にはどのような道具が設置されますか？	現在は、電動のこぎりや、インパクトドライバー、電動サンダなどの工具を設置しています。

9	提出書類	法人設立後間もないため納税時期が未到来であり、直近の納税証明書（その３の３）が用意できない場合の対応について教えてください。	法人設立後間もなく、法人の納税証明書がご準備できない場合は、法人代表の個人の直近の納税証明書を添付してください。
10	提出書類	（№.９に関連）個人事業を開業して１年経過していない個人事業主で、事業所得の確定申告はまだ行っていない場合の提出書類はどうしたらよいのか。	以下のとおり、用意できない書類については、新規創業の区分に置き換えてご提出ください。 ア直近の納税証明書（その３の２）が用意できない場合は、代表個人の住民税の納税証明書を添付してください。 イ開業届出書の写し ウ確定申告がない場合は、直近の源泉徴収票をご提出のうえ、青色申告承認申請書の控えなどがあれば合わせてご提出ください。
11	応募書類	開業1年目は個人事業主と新規創業のどちらで応募したらよいのか。	開業後であれば個人事業主として応募してください。
12	様式	提出書類の「事業計画書」について、枚数の上限（A4で何枚まで）等の規定はありますか？	特に規定はありませんが、一つの項目に対する記載として、最大1ページ以内に収めることを目安としていただければ幸いです。
13	利用方法	事務所として利用できるとありますが、制作する場所（アトリエ）としての使い方も可能でしょうか？	アトリエとしての利用も可能です。 ただし、文化財であることから火気や危険物の持ち込みは厳禁です。 また、退去の際には原状回復が必要となるため、必要に応じて養生などを行っていただく場合がございます。

14	利用方法	創造的活動室の耐加重を教えてください。	床の積載荷重は1800N/㎡で設計しています。 重量のある設備の持込みについては、設置する際に届出が必要になる場合がありますので事前にご相談ください。
15	利用方法	創造的活動室に入居する人数に制限はありますか？	人数の制限はありませんが、施設の目的を理解し、事務所やアトリエとして利用しながら活動できることが前提となります。
16	利用方法	電気代は各入居者が使用した分だけ請求されるのですか？	各創造的活動室の電気使用量を市が把握することができるシステムとなっていますので、各入居者の電気使用量に基づき、市が入居者へ使用料を請求します。
17	利用方法	創造的活動室に目隠しやカーテンを設置することは可能でしょうか？	現在、各アトリエの入口に暖簾がかけられるようになっています。目隠しとしてカーテンなどを設置することは可能ですが、本施設では様々な方との交流を重要な要素としていることから、常時の使用は避けるなど、交流を妨げられないような配慮いただくとともに、本施設の形状や特性を含めた活用をお願いしいたします。

18	利用方法	インターネットを使用する場合、配線の工事は必要でしょうか？	施設までの本線はNTT回線を敷設しています。インターネットの使用にあたっては各入居者でプロバイダ等の契約が必要となります。 各創造的活動室には、施設総合分電盤より１回線分の配線を用意しているためインターネット契約の際に各室までの配線工事は必要ありませんが、施設総合分電盤までの配線工事が必要な場合がございます。 また、更に回線を増やす場合等は工事の必要がありますので、事前に協議を行ってください。 なお、配線工事費は自己負担となること、退去の際には配線工事をおこなったものについては撤去する必要があることをご承知おきください。
19	利用方法	企画展示室は入居者が自由に使うことができますか？	企画展示室では本施設の事業に関連する内容の発信や、入居者に関連する企画展等を行うことを考えています。 ただし、運営側が管理し企画を行う室ですので、特定の入居者の作品等を独占して長期間展示することはできません。